

自転車を利用する方へ

盗難防止の対策をするとともに、自転車に乗るときは自転車用ヘルメットを着用しましょう。
問 交通防犯課 ☎ 288

市内で自転車の盗難被害が多発

盗難された自転車の多くが無施錠です。大切な自転車が盗難被害にあわないために、盗難防止の対策を改めてお願いします。

盗難防止の対策

- ・わずかな時間でも必ずカギをかけましょう。
 - ・二重にロックをかけましょう（ツーロック）。
- ※ツーロックのうち、1つは地面に固定されて動かすことができない物にくくり付ける「地球ロック」が効果的です。
- ・住宅敷地内に駐輪する時でも、必ずカギをかけましょう。
 - ・必ず防犯登録をしましょう。



自転車用ヘルメットの着用

令和5年に県内で発生した自転車乗車中の事故で亡くなった方は、全員がヘルメットを着用していませんでした。

自転車を運転する方は、ご自身の命を守るために、自転車用ヘルメットを着用しましょう。市では自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しています。ぜひ購入をご検討ください。

補助金の申請

対 申請日現在、過去1年以内に新品の自転車用ヘルメットを購入した方で、購入者および着用者がともに市内在住の方

※申請は、本人または二親等以内の方ができます（通学用ヘルメットは対象外）。

内 購入費用の2分の1で上限2,000円（100円未満は切り捨て）

定 250人（申込順）※1人につき1回まで。ただし、前回の申請から3年度経過すれば再度申請できます。

※必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



ひとり親家庭への支援制度

児童扶養手当などの支援事業について、お知らせします。なお、支援を受けるには一定の条件や審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 ①～③ = 子育て支援課 ☎ 209、④ = 東部中央福祉事務所 ☎ 048-737-2359

① 児童扶養手当

対 18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満）の子どもを育てているひとり親家庭など（所得制限あり）

※公的年金を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

手当額の変更

4月分から手当額が変更されました。

▼全部支給額：45,500円

▼一部支給額：45,490円～10,740円

上記の金額は、対象児童が1人の場合です。2人目以降の加算額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※児童扶養手当を受けている方は、8月中に現況届の提出が必要です。



③ ひとり親家庭自立支援事業

対 児童扶養手当の受給者または同等の所得のひとり親家庭

● 教育訓練給付金

内 医療事務、簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額（上限20万円）を助成
※受講する機関への手続き前に相談が必要です。

● 高等職業訓練促進給付金

対 専門的な資格（看護師、保育士など）を取得するため、養成機関で6カ月以上修業する場合に、課税世帯は月額70,500円、非課税世帯は月額10万円を助成（上限4年のうち最後の1年は月4万円増額）
※養成機関への手続き前に相談が必要です。

④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

対 ひとり親家庭のお母さん・お父さんと寡婦の方

内 お子さんの学費など各種資金の貸し付け（審査あり）

障がいのある方への経済的支援制度

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。なお、支援を受けるためには申請が必要です。

問 障がい福祉課 ☎ 434

① 在宅重度心身障がい者手当

対 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当を受けていない方

※施設に入所中の方などを除く。

※対象者が住民税課税の場合は支給を停止します。

内 年2回（9月、3月）月額5,000円を支給（障がい者手帳の新規取得または等級変更時の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給）

② 特別障がい者手当

対 身体または精神の重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の方や、重度の要介護認定を受けている方など、国が定める障がいの程度に該当する方

※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院中の方を除く。

内 年4回（2月、5月、8月、11月）月額28,840円を支給（所得制限あり）

③ 障がい児福祉手当

対 日常生活で特に制限のある20歳未満の方（身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳A、常時介護を要する精神障がい者など）
※施設に入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方を除く。

内 年4回（2月、5月、8月、11月）月額15,690円を支給（所得制限あり）

④ 特別児童扶養手当

対 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

※子どもが児童福祉施設などに入所中の方を除く。

内 年3回（4月、8月、11月）1級＝月額55,350円、2級＝月額36,860円を支給（所得制限あり）

所得状況届・現況届の提出をお願いします

②～④を受給している方は、受給資格確認のため、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には案内を送付していますので、記載事項を確認のうえ、9月11日までにご提出ください。